

産業廃棄物収集運搬業許可証

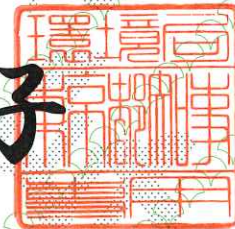
住所 東京都江東区潮見一丁目6番2号

氏名 株式会社日本協力
代表取締役 川上 和章webダウンロード用
COPY

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 8年 1月24日

許可の有効年月日 令和13年 1月23日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、
がれき類、ばいじん、政令13号物（コンクリート固化物に限る。）

（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（以上17種類）

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、動植物性残さ、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおりに）（以上9種類）

2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおりに）

(1) 東京都江東区新木場四丁目3番1号（第1工場）

(2) 東京都江東区新木場四丁目3番1号（第2工場）

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から19時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 3年 1月24日 新規許可

令和 8年 1月24日 更新許可 第7回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面あり)

2 積替え保管施設

(1) 住所：東京都江東区新木場四丁目3番1号(第1工場)

積替え保管面積：660.01m²

最大保管高さ：0.974m

産業廃棄物の種類	保管量		
燃え殻	200.0	プラドラム 1 個	: 0.20 m ³
汚泥	18.0	ポリ容器 12 個	: 0.21 m ³
廃油	18.0	一斗缶 10 個	: 0.18 m ³
廃酸	18.0	ポリ容器 12 個	: 0.21 m ³
廃アルカリ	18.0	ポリ容器 12 個	: 0.21 m ³
動植物性残さ	200.0	プラドラム 1 個	: 0.20 m ³
保管量合計			: 1.21 m ³

(2) 住所：東京都江東区新木場四丁目3番1号(第2工場)

積替え保管面積：512.99m²

最大保管高さ：2.00m

産業廃棄物の種類	保管量		
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (特定家庭用機器再商品化法対象物に限る。)	直置き		: 9.80 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃蛍光灯(水銀使用製品産業廃棄物)に限る。)	ドラム缶	8 個	: 2.69 m ³
汚泥、金属くず(廃乾電池(水銀使用製品産業廃棄物を除く。))に限る。)	プラスチック容器	2 個	: 0.43 m ³
保管量合計			: 12.92 m ³

(以下余白)